

戦後教育資料

VI
523

60-4
549

昭和二十七年七月

教育の問題としての学生運動

文
部
省

相
長 4

VI-523

内 容

一 学生は、どのような社会の中で、どのように成育してきたか。
二 学生運動は、どのような特質をもち、どのように展開せられてきたか。

三 最近の運動に実際どれだけの学生が参加しているか。

四 何が学生運動の根本問題であるか。

五 学校当局者はどのように努力しているか。

六 大学教育のどのような点に改善が必要であるか。

七 文部省はどのような対策を推進しようとしているか。

八 どのような点に一般社会の理解と協力を必要としているか。

学生の政治活動は、今日各方面から批判の対象としてとりあげられているが、これを単純にある政治的党派の活動の一環にすぎないと考えることも、あるいは、これを青年期に特有な一時的興奮現象であるとする見方も、ともにこの問題を正当に評価して適切な方途を発見するための立脚点ではない。

われわれは、青年のうちにひそむ創造的な原動力が戦後社会の無秩序のうちにおいて、すさむがままに放棄せられることを惜しむがゆえに、今日の現象の由来するところをくわしく考察し、生起した事実そのものを確かめ、この問題についてわれわれが学生のために何をなすべきかを改めて省察する責任を有している。同時に、この省察にもとづく一切の努力は、政治、教育、治安の各分野にたずさわる人々の協力を得、広く一般社会人の善意によつて支持せられるものでなければならぬ。

学生が次の世代の中核をなすものであるかぎり、単にその行為の欠陥を非難し追及するのではなく、むしろその成熟を期待し得る方途の実現に全力を尽そうとする教育の立場に対し、われわれは社会全般の理解と協力を期待するものである。

一 学生は、どのような社会の中で、どのように成育してきたか。

A 学生が育つてきた社会環境

(1) 現在二〇才前後の学生は、日本の戦争体制が強化せられ、極端な軍国主義が教育に全面的に浸透し、日本の優越性と戦争目的の正当化に力点がおかれた日華事変から大平洋戦争初期の間にその小学校時代を送っている。

(2) その中学時代は、軍事訓練の強化と勤労働員のため、正規の授業を中絶することが多く、空襲と戦災の惨苦のうちに、絶えず生命の危険を感じながら、楽しみ少ない少年時代を送った。

(3) ほとんどその意味を十分理解できない十数才のころに敗戦を味わい、その高等学校時代は、インフレによる家産の倒壊、学校制度の改革にもなう教科課程の混乱、生きんがための公然たる非法の横行、伝統的秩序の根本的な変革などの連続であつた。

(4) かつて無条件に信頼せしめられた国家権力は占領軍の統制下におかれ、世界情勢の推移にもなう日本の国際的地位の変転は、敗

戦後数年にして、好むと好まざるとにかかわらず、わが国の政策を国際政治の流れと関連して考えざるを得なくなつた。

(5) 戦後の社会的な窮乏の中で、学生生活は極度に困難となり、その一端は、収入源、内職などの統計の中につきのようにならわられている。

イ、収入源の区分による人数比(%)

(区分)

(昭和二十三年)

(昭和二十四年)

全額保護者より収入を得る者 三六・二

二五・七

別途収入を必要とする者 六三・八

七四・三

ロ、内職希望者と就職者(%)

(年度)

(希望者率)

(希望者の就職率)

二三年

七二・二

三一・二

二五年

六〇・〇

三五・六

二六年

七三・九

三二・〇

即ち、保護者の送金以外に内職その他の収入源を必要とする学

生は、全学生の六、七割に達しており、しかも、内職を求め得る者はその三割にすぎず、内職の日数も

一ヶ月に十日以内の者

七五・七%

十一日以上の方

二四・三%

であるため、勉学に重大な支障をきたし、昭和二四年の学生欠席日数の約四分の一はこの理由によるものであつた。

B これらの環境から生まれ出る特質

もとより多くの例外は認められるのであるが、一般にいつて学生の意識的、無意識的な態度の中に、このような過去の社会環境に密接な関係をもつ特質が見られる。

(1) 絶対的権威、国家、戦争目的、為政者などに対する幻滅の悲哀はそれがまだ自我の意識が確立せられていない少年時代であつたがため一層痛切であつた。そしてそれは国家、社会、学校、政治、法律その他の規制などに対する深い不信と疑惑を心に刻みつけ、それらの中にある理想や善意を信じにくい性向をかたちづくつた。

(2) 社会的な混乱と経済的困窮、そこに見られる利己主義と裏切り行為などは、連帯意識を欠除した社会の無力さ頼りなさの実物教育であつた。そしてそれは、社会秩序に対する不満と自己保存の切実感を青年に深くうまつけた。

(3) 戦争そのものの体験とその圧迫感からの解放は、直接的に生きることへの激憤をもやし、死の影につらなる一切のものを憎むことを教えた。とくに、それらが少年期に鋭く感覚的に受けとられたため、この傾向は、他のどのような年代の方よりも強烈であり、本能的である。

(4) 占領下の複雑な社会状態は、幾多の奇異な出来事を生み、それに対する反応としての民族的劣等感、抜き難い排外感情にまで高められた。

そして、相手に何等かの優越性を認めざるを得ない外国に対し、一層強い反感を抱くに至つた。

二 学生運動は、どのような特質をもち、どのように展開せられてきたか。

A 運動の特質

すでに述べた学生の社会環境とそれに密接した学生の特質とは、青年期に達したかれらの実証的な意欲に、独特の形態をもつた運動を展開する素地を与えた。もとよりその動因となつた指導的勢力の影響をわすれることはできないが、問題の深刻さは、むしろ学生の中にあるこの運動をささえるものの広くかつ根深いことにある。

(1) 学生運動は学生の手による学生自身の防衛たることを主な目標としている。経済的な窮迫、直接的な生命の不安と深く結びついた被害者意識は強く本能的な自己防衛に発展する必然性をもつてい

(2) 学生運動は一切の外部的規制作用を排除した自治活動を蒸盤としている。国家、学校、警察など一切の権威に対する不信と疑惑がどのような指導と助力をも干渉として警戒し反ばつする原因となつている。

(3) 学生運動は、既存の政治勢力に対する反抗を主たる傾向としている。戦争の記憶、国際政治の緊迫、社会秩序に対する不満などは自己中心的な政治的関心を呼び起し、社会革新の理論と結びつき排外感情にあふられて、その運動の特殊な性格をかたちづくつた。

(4) 学生運動は国際的なつながりを求めている。とくにその政治運動は国際的な政治勢力の組織に指導せられ利用せられており、その革命理論から直ちに現実を改造する能力と方法が生まれると信じる青年の行動性は、斗争の道具として利用せられやすい弱点をもつている。

(5) 学生運動は一般学生の民主的な自治能力の貧困により、少数リーダーの独善的指導にゆだねられがちである。その政治活動の組織は極めて巧妙な技術によつて運営せられており、活動形式のとなつてい

よつて權威すけ、多数者を集団行動に導き出すための心理的な技巧としての役割を果している。戦前の学生自治の伝統から隔絶せられた多数学生は、組織の一員として実質的に参加する能力にとぼしく、その追従者となるか、傍観者となるかのいずれかである。

B 運動の発展経過

(1) 昭和二〇年から二二年までは、学生運動が大学単位の組織から次第に地域連合体に発展した時期である。占領後の言論集会結社の自由、政治犯釈放などの情勢下に、各大学、旧制高校に自治会、社会科学研究会などが急速に生まれ、つぎのように地域的に拡大していった。

二〇年 毒害学生連盟・都下学生連絡会議・九州学連・学生生活協議会

二一年 東大青年共産党細胞・関東関西学生政治協議会・学生食堂連合会・在外父兄救出学生同盟

二二年 関東学生自治連・関西学生自治連・東北学生自治連・

東海学生自治連・国立大学学生自治連・全国学校協同組合連合会

この期間の主な活動は、学内の教職員追放運動・学生生活援護運動・在外同胞救出運動などである。

(2) 昭和二三年から二五年にかけて、運動は次第に全国的規模に発展し、大学の教官学生に直接関係のある目標をかかげた反対斗争から、占領政策に対する政治斗争に移行していった時期である。

二三年 授業料値上げに対する反対をかかげて教育復興斗争が始まり、六月全国的に百校以上の学校が一日ストを行った。

九月全学連（全日本学生自治会総連合）が結成された。二四年 全学連は二月教育防衛斗争を決議し、大学管理法案反対百ストが続発し、その処分反対の斗争が展開せられた。その結果、全学連は団体等規正令の適用を受けるに至った。九月イールズ声明が反響を呼ぶ。

二五年

一月全学連は国際学連に参加、五月レツド・バージ反
対斗争を中心として、東北大・北大にイールズ事件、
各地にストライキが発生した。参加校約三〇校。
七月政令違反容疑で、全学連加盟百数十校の自治会が
捜索を受けた。九月東大・早大・法政大など各地に試
験ボイコットが続発し、百数十名の退学処分が行われ
た。

この三月ごろから共産党内部に対立を生じ、青年祖国
戦線と反戦学生同盟に分裂し、学生運動も統一を欠く
ことが多くなつた。

(8) 昭和二六年以後は、明らかに政治的目的をもつて全国的な運動を
展開し、次第に他の階級斗争と統一戦線を形成する方向に発展し
た時期である。

二六年 平和条約の締結が予想せられるころから、条約反対、
平和擁護斗争に集中せられ、反対請願・米人講師排斥

などの運動が行われ、不許可集会・授業ボイコットな
どが、東大・北大・名大・横浜国立大などで行われた。
条約調印後十月に自治会代表者会議があり、条約批准
反対・再軍備反対を中心に、名大・九大・大阪市立大・
京大などで抗議集会やスト決議、東京都学連により国
会請願デモなどが行われた。

十一月京大行幸に際して事件起る。

二七年

全学連内部における共産党両派の抗争が終結するとと
もに、再軍備徴兵反対・反植民地斗争の目標をかかげ、
一月国会請願デモ、二月第一東大事件、三月北大事件、
四月破防法反対デモ、第二東大事件、五月ノーデー騒
乱事件、愛知大事件、早大事件などが続発している。

最近の運動の一般的動向

(1) 最近の運動方針は、二七年四月全学連が決定したの平和と独立の
ための斗い、(2) 経済的要求のための斗い、(3) 民主的権利擁護の斗

い、④文化斗争とくに労学提携などの四方針と、破防法反対ゼネ
スト指令の線にそつたものであると考へられる。

(2) つねに運動の指導者は、共産党員、労働者、朝鮮人の一部と公然
たる共同戦線をはり、対警察斗争にきわめて尖鋭な動きを見せて
いる。

(3) 文部次官通達を適用し、警察行為をつとめて学内に誘導し、それ
ともなう紛争を大学の自治と学問の自由の問題に結びつけて、教
官・学生・一般知識人に反政府意識を高めようとしている。

(4) 従来かつばつな動きのなかつた大学や教育養成の大学又は学部
学内問題と結びつけて、反権力斗争を拡大しようと努めている。
(5) 他方高等学校の生徒においても二五年九月ごろから大阪で、二六
年には東京都で、高校自治会代表者会議を組織し、次第に大学
学生との共同斗争に組織する効果をあげている。

最近の運動に實際どれだけの学生が参加しているか。

▲ 全学連の統制効果

現代の学生の一般的特質にもつとも訴え易い破防法反対のため、四月二十八日以後、五月一日、五月三十日、六月十日、六月十七日中心として全学連が発した斗争指令に實際参加した学生の数を各大学について調査した結果はつぎのとおりである。

(1) 四月二十八日—参加総数約二、六〇〇名

東京都—東大にて抗議集会（東大・明大・中央大・法政大・早大・外大・都立大等）約一、五〇〇名

地方—大阪府学連・京大・岡山大などの抗議集会又はデモ約一、一〇〇名

(2) 五月一日—参加総数約七、四〇〇名

東京都—神宮外苑集会参加（東大・早大・中央大・明大・工大・慶大・一橋大・外大・立大・教育大・経済大）

約二、四〇〇名

地方—東北大・京大・立命大・同志社大・阪大・岡山大・広島大・

宮崎大・九大などデモ

約五、〇〇〇名

(3) 五月三〇日—参加総数約四、〇〇〇名

東京都—東大・早大・明大などデモ

約五六〇名

地方—大阪扇町公園抗議大会（阪大・外大・市大・浪大・関西

学院大・経済大等）約一、二〇〇名

北大・東北大・静岡大・名大・横浜国立大・同志社大・

九大などで集会又はデモ

約二、二〇〇名

(4) 六月四日—参加総数約四、〇〇〇名

地方—全京都学生決起大会（京大・同志社大・学芸大その他）

(5) 六月十日—十四日—参加総数約七、五〇〇名

東京都—スト及び抗議集会（東大・都立大・明大・早大・お茶の

水大など) 約二、〇〇〇名

早大にて全都抗議集会(東大・早大・外大・都立大・中央大・教育大など)約二、五〇〇名

地方―京都学芸大・神戸大・龍大・名大・信州大・九大・福岡学芸大・宮崎大などデモ又はスト

約四、二〇〇名

(6)六月十七日―参加総数約六、七〇〇名

東京都―スト及び抗議集会(東大・早大・外大・工大・教育大学芸大・一橋大など)約一、七〇〇名

東大にて全都抗議集会(東大・早大・外大・工大・教育大・学芸大・法政大・明大・中央大その他)

約三、二〇〇名

地方―信州大・宇都宮大・京大・同志社大・立命大・京都学芸大・龍大・九大・熊本大などでデモ又はスト

約三、〇〇〇名

10

B 運動の実際状況

(1)各大学の自治会とも、在籍学生数の三分の一又は二分の一以上の出席により学生大会が成立し、その過半数の賛成によつて決議を行うことになっているが、定足数不足を無視した集会在相当多く単に有志の集会によつて決議を行う場合もある。

(2)各大学とも、運動の中心的役割をつとめる学生は次第に固定化しており、前述のスト・デモ・抗議集会などに参加した学生数の全学生数に対する比率は次の範囲内である。もちろんこの中には多数の追従者をふくんでいる。

東大 三一八% 東大教養学部 三一二〇%

早大 〇・五一五% 都立大 五一一三%

法政大 一・一二% 東京外語大 一〇一二〇%

(8)全国的に見ると、主として運動に参加する学校数及び学生数は大体つぎのとおりである。

四年制大学 二二三校中 約五四校(二五%)

四年制大学 三六一、三〇〇名中平均約五、五〇〇名（一・五％）
東京都だけについて見ると

四年制大学 一六〇、〇〇〇名中平均約二、五〇〇名（一・七％）
④ 一般に四年制大学では前期二年の学生の参加数に増減がはなはだ
しく、後期学生の参加数は固定化しており、前者にくらべて数も
少い。

短期大学には、ほとんど著しい運動は見られない。

⑤ 集会・デモなどの主動者は限定せられた学生であり、中には、す
でに学生の身分を失つたものも相当数ある。

何が学生運動の根本問題であるか。

現在の学生の中に、このような形の運動を展開する要素が広くかつ深く存在しているという事実の認識と、それらの運動が正当な根拠の上に正当に発展しているか否かの批判とは厳密に区別せられなければならない。効果的な方策は、この両者を総合した観点から生みだされるものであつて、もしそのいずれかを没却するときには、空しき弾圧のくりかえしか、あるいは、感傷的な無為無策になり終るであらう。

A 運動の傾向

現在の運動は、学生が団結して、ある目的を達成するため対社会的に意志表示をなし、あるいは、その意志を特定者に強制するために物理的、心理的に影響を与える行動をとる場合に問題となつている。

(1) すべての国民は、憲法に保障せられた基本的人権を享有する権利とともに、その自由と権利を常に公共の福祉のために利用する責任

12

を負つている。したがつて、たとへ運動の動機が純粋であつても対社会的行為によつて虚偽と偏見と独断とを社会に注入することは許されない。

たとえば、どのような客観的な根拠によつて、一国の政府機関が売国的卑劣漢の集合であり、学生を戦争の道具として、私利を図らんとする非人間的な階級が存在し、住民登録を徴兵制準備の陰謀であるとするがごとき主張をなし得るであらうか。

主観的な判断の結果として生じる過誤をあらかじめ排除する努力をはらうことこそわれわれの責任でなければならぬ。現在の学生運動にこのような意味での責任感が十分でないのは遺憾である。

(2) 学生運動の主張するところが正当であると否とにかかわらず、それを組織の構成者に指令する権利がどこから生れるのであろうか。全学連の決議が各大学の自治会に指令せられ、学生大会の決議が学生の行動を拘束するがごとき関係がどのような根拠から生まれるかは不可解である。

個人の集合体においてそれぞれの個人の自主的な判断と行動が可能な場合にのみ、その団体の意志は意味を有する。反権力斗争を呼号する運動が、不可能な権力の支配に服従することほどはなほだしい矛盾はなくそのような傾向こそ学生の自治と学問の自由を圧殺するものにほかならない。

(8) 任意の個人又はその集団が、全体の奉仕者であるべき公務員に対し、その意志を拘束するような行動をとることは許されない。また何人に対してもその基本的人権をおかすような行動は認められないし、法によつて付与せられた正当な権限を執行する警察官に反抗し、学校当局者の方針に反対するために集団行動を行うことが、どのような意味において正義の名に値するのであるうか。公務の執行が人権を不当におかすことを恐れてそれをさまたげるならば、同時に法による一切の人権の保護をこぼむことになるであらう。集団の圧力によつて目的の実現をはかろうとすることは暴力と同様に不合理であり、人間の弱さのあらわれにすぎない。

13

B 運動の形態

学生運動は任意の学生の任意の集団が主体でありながら、つねに大学の自治会又はその連合体の名において行われるところに問題がある。

(1) 個人が学生として大学に所属するとき、大学は学生を教育する責任を果すために必要な処置をとる義務を社会に負っている。大学は学生の自律性を通じてより大なる教育的効果を期待し得る範囲内において、学生の自治活動を認めている。したがつて学生の自治権は大学の承認によつて発生したものであつて、生得の基本的人権とはその本質を異にしている。これに一切の教育的な指導を排除することは、学生が大学に所属すること^を否定するものである。いうまでもなく学生の自治と大学の自治とは別物である。

(2) 自治とは、自己に関する問題を自己の責任において処理することを意味する。多くの大学の自治会はその目的綱領においてこのことを明示している。この目的綱領の範囲外にあつて、自治会がみ

ずから関与する権限を有しない問題について決議を行うことが、
どのような意味をもつものであるか。ましてその決議にもとず
き大学当局者の意志に反抗して行動する場合、あるいは大学外か
らの指示に従って行動する党派活動になり終つた場合、それらは
すでに大学の自治会ではない。

(8) 全日本学生自治会総連合（全学連）は原則として個々の大学の自
治会の主体性に優越した意志を有する機関であり、団体等規正令
によつて届出を行つた大学外の政治団体である。この連合の中央
委員又は役員は、大学によつて処分せられ学籍を失つても、所属
自治会及び本人の意志に反した場合には規約により、その地位に
留まることができる。このような中央委員会が強力な指令を発し
て、各大学の運動を統制している。

本年四月十四日の指令第一号はつぎのようなものであつた。

一、五名十名の授業放棄から行動を開始せよ。それを行動委員と
して拡大強化破防法について徹底的にバクロし政治的煽動を行

う。

二、単独ストに入れるところから入れ。

三、東京都では全学生によつて一八日国会デモを行う。

この日は全国各地でも抗議集会、全学生大会、スト、デモ等を
計画し、激電の交換を行う。

四、全国スト第一波四月二八日、第二波五月一日

五、予想される敵の弾圧に対してはどんな少しのこゝでも大々的
にバクロし、全国的に拡めること。この闘いが全国民の闘い
である以上、これに弾圧を加える者には徹底的反撃を加えるこ
と。これが最もよい防衛である。

○ 教育上の問題点

学生運動の傾向と形態における不合理と矛盾を指摘することによ
り、これらの点が是正せられるものであるならば、問題はかんとん
であるが、それだけではほとんど効果を期待できないであらう。
人間の行動に変化を起させるには、あくまでその心理の法則性に合

致した教育的手続が最も重要である。

(1) 人間の有する基本的な欲求が阻害せられたままの状態がつずくとき、その代償作用として各種の行動があらわれると考えることができる。

イ、本来、自己の生活原理を欲求しながら、これらが学問、政治に対する不信と人間に対する幻滅感から阻害せられた場合、その代償として、極めて感情的な革命への衝動があらわれる。
ロ、戦争の圧迫感、生活の不安が、安全感を阻害するとき、これを追及せんとして、暴な暴力活動に転化することも考えられる。

ハ、学園内において、学生間、教職員と学生の間などの人間関係が疎遠になり共同社会としての連帯感が欠除するとき、集団に所属し、その中で認められたい欲求が阻害せられるため、学外者との同志的な党派活動が代償として強力に存在を主張すると考えられる。

15

ニ、開放的な愛情の対象を広く交友関係の中に持ち得ない生活は、偏狭な同志愛とともに、反対者に対する極端な増悪感を生み出すであらう。

すなわち、このようにして現われる行動それ自体を直接に統制するのではなく、そのように欲求が阻害せられ、あるいは阻害せられていると考えていること自身を対象とし、阻害による緊張を解消し、あるいは緊張そのものを正しい解決への努力に動機づけるために助力するのが教育的な補導の立場である。

(2) 任意の集団がつねに民主的な活動をする能力を持っているわけではない。個々の学生が善良であつても、その構成する集団が真に民主的な運営を行うためには、正しい指導性の訓練がなければならぬ。多人数の集合体の中から公正な意見をまとめるためには集団そのものの成長と発達について十分な知識と技能を有するリーダーが必要である。訓練のない集団の中には、一パーセントの作為者があれば大勢を支配することができる。このような欠陥が戦後の学生自治会に共通のものである。

学校当局はどのように努力しているか。

▲ 政治教育

教育基本法は、良識ある公民たるに必要な政治的教養の尊重すべきことと同時に、学校が特定の政党を支持し又はこれに反対する政治教育等を行うことを禁止する方針を明示している。

(1) 学生が民主的な社会人としての特性を体得する教育的経験は、その自治活動において最も多くを期待することができる。そこにおいて他人と協力すること、意見の尊重すべきこと、実践活動における公的な責任のとり方、自己の反対者を理解することなどを、「なすこと」によつて学ぶのである。

(2) 学生はあらゆる政治問題について正当な批判をする能力を持たなければならぬ。そのためには特定の結論を主張し、それを多数の決議によつて強調するのではなく、問題の両面を正確にとりあげて討議し合理的な推論によつて自ら判断することを学ぶべきである。このような学問的研究の結論を広く世の批判に訴えること

16

とは、公民としての権利である。決議はその賛成者の数によつて意志の一致をあらわすものであるが、決議の内容の合理性を保證するものを示さない。学問的結論は賛成者の数を要件とせず、その根拠と推論の内容を示してみずからの正当さを第三者の批判に供し得るがゆえに、より民主的であり進歩を期待し得るものである。

したがつて大学当局者は、学生自治と学問的研究討議によつて、正しい政治教育を実施しようと努力している。

■ 学園内の秩序維持

学校管理者は学園に付託せられた学問研究と教育の使命を達成するため、必要な規制作用を学則その他の準則によつて定めている。(1) すべての大学において、集会その他の催ひは事前に学校に届出で又はその許可を求めることが規定されており、これに反し、又は許可の条件に違反した場合にはその責任を明らかにする処置がとられている。終戦以来全国大学において教百名の学生が退学、

停学その他の処分を受けたのはこの理由によるものであつた。

(2) 学生の非合法活動が盛んになるとともに、大学当局者は、全力をあげてその防止説得につとめていた。教授が学生とともに共同討議を行い、あるいは学長、補導教員が学生大会にのぞんで説得をなし、学長あるいは教授会が全学生に意見書を配布してその反省を求めるといった方法がとられている。

(3) 警察力による事態拾収の方法がかえつて混乱を拡大することを予想せられる場合には、当局者は自己の危険をかえりみず困難な現場に直接してみずからその拾収に當つてゐる。

これらの場合、結果として無力に見られる学校当局者の誠意が、興奮する学生を静め、多数の一般学生に正しい判断を行きわたらせる効果を取らつた。学園内の秩序を正常に維持するものは、窮極においては、学生一般の正しい判断力と実行力であることを大学当局は確信しているのである。

このような努力にもかかわらず、なお、学校教育の対象として取りあつかい得ないような極めて特殊な少数者が存在することも事実である。このような例外者に対し学校が退学処分を行うことも全般学生のためには必要である。

六 大学当局のどのような点に改善が必要であるか。

A 制度的な欠陥

戦前、高等学校及び大学に存在していた学生補導制度が、高等教育における人間育成に効果をあげていた面もありながら、全般としては戦争指導に利用せられ、その本来の姿が失われていったため、元來補導そのものを非民主^的な危害若であるかのように考ふる風潮を生じた。

われわれは、このような過誤をおかした原因に対する痛烈な反省とともに、本来の教育的な補導の立場を確立する責任を有している。

(1) 戦後、各大学に学生の補導厚生に関する部局が設置せられたときにも、このような風潮により、また国立学校においては、行政整理方針による定員の制約なども原因して、十分な人と組織とを充実することが極めて困難であつた。このことが、今は、少数の補導担当者だけが学生に直接して言語に絶する苦勞を負担しながら十分な効果を挙げ得ない原因の一つとなつている。

18

(2) 現在の大学の機構においては、教職員が、このような教育上の責任を分担するための協力体制がほとんど明確には規定せられていない。また、そのような責任を負担せしめ得るための教育行政上の施策も極めて不十分であることが認められる。学生補導の任に当る人々がその労苦に対してむくいられるところは全くなく、むしろそのために教授研究の時間を失つて、教員として不利な地位にある現状である。

(3) 今日の学生補導の仕事は、単に教職員と学生との間の人格的感化だけに依存することはできない。数千の学生を個人的に知り、個別的に補導するためには近代的な組織化と科学的な方法論が不可欠である。そしてこれを可能ならしめるための専門的な研究が大学において行われ得るうらづけがなければならぬ。

B 教育の責任

わが国の大学教職員が、学問研究者として高い能力と誇りを有していることと同様に、教育者としての責任と自覚を具備しているか

否かについては、批判の聲が絶えない。今日の問題が、大学教育のあり方について対決をせまつているとき、現実のなまなましさにたえ、その中に生きる知恵と力とを生み出さなければ、学問と教育とは本来その名に値しないであろう。すべての問題の中に本質的なものとしからざるものを見極めて、冷静な処理の方途を発見する力を与えてくれるものこそ学問的な方法である。学問研究にたずさわる教職員が、その学問上の指導を媒介として、生活面でも学生を助けることができるのはこの態度においてである。

現在大学において、学生に関する問題が、学生部関係者だけの手にまかされていることは、本来補導が全教職員によつてなされるべきものであり、学生部はその組織統合のための機関であるべきことが十分自覚されていない結末である。

社会正義の情熱が人間的な弱点と結びついて戦争状態をまず人間の心の中にまき起すことを防止するためにも、本来人間性に信頼をおく良心的な大学教育者の積極的な協力が、まず学生に対してなされなければならない。

七、文部省はどのような対策を推進しようとしているか。

A 教育行政の立場

教育基本法は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきこと、および教育行政はこの自覚のもとに教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならないことを規定している。

(1) 個々の大学の問題は大学の責任において処理せられることを原則とし、文部省は必要な場合に援助と助言を行うことを建前としている。一々の大学の教育方針に干渉し、その自活を規制する必要もなければ、その権限も持つていない。

(2) 大学に共通の問題に対しては、文部省は各大学当局者の要望に即して、必要な行政上の措置を講ずる。

都条例の適用方法を警視庁と協議し、大学長会議の意向により、治安当局と学内秩序維持上の問題について協定を行い、あるいは、種々の立法的措置を講じ、必要な経費を予算化するなどはこれである。

B 教育行政上の対策

新制大学において、学生がその個性と能力とに依じて全人的な発達をとげ、将来民主的な社会人としてその技能を完全に發揮することができらうように、学生に対し科学的組織的な援助を与え得る学生補導業務の実現を目標としている。

(1) その第一条件として大学における学生部の組織と人的構成が充実せられるための行政上の措置を講じつつある。

(2) 学生補導を学問的な専門分野として確立し、これに関する研究と技術の発達普及をはかる具体的な企画、たとえば厚生補導に関する研究会などを推進している。

(3) 学生補導の観点と学生に対する厚生援護の観点とを総合し、大学における正課外の教育環境の整備改善を促進する協議会が発足している。これにより学生のための施設、設備のあり方を研究し、学生間及び教官と学生の間に関係の確立を可能ならしめる施設を大学の中に実現する努力をはからいつつある。

(4) 学生の英学制度と援護事業とに必要な予算的準備をなし、学生

- 生活の便たんを救済する計画を実現しようとしている。
- (5) 学園内における学生生活を合法的なものに規制することは、大学管理者の責任において処置すべき教育行政上の問題であること、を原則として認め、治安関係法規の最も適切な適用について関係官庁との間に明確な諒解点を発見しようとする努力している。
- (6) 全学連を通じての活動以外に、学生の政治的関心の表明を可能ならしめるものが存在しないような状態ではなく、民主的合法的な手続によつて公正に表明せられた疑問に対し、責任ある解答と建設的な討議が行われ得るような方途を実現しようと考えている。
- (7) 学校教育のいはは大学管理に関する法制上の欠陥を除去し、必要を充足すべき立法措置を考究している。
- (8) 各六学園の全国的、地方的の連絡協力をあつせんしようとしている。

八、どのような点に一般社会の理解と協力を必要としているか。

A 事実の認識について

本文等に記載したものは、文部省が知り得たかぎりの事実にもとずくものであるが、一般社会に必ずしも十分知られていない場合もあるため幾多の誤解が生じていると思われる。

(1) 現在の学生が歴史的に困難な背景を持つている者であり、それが広く全般学生の特質を形成していることが十分理解せられていないため、一般社会がややもすれば現在の学生に対して不親切となる恐れがある。

(2) 特殊な学生に対し嚴重な処分を行うことも、もとより必要であるが、一部少数学生に扇動だけが学生運動の原因であつて、処分によるこれら学生の排除その他強硬な処置のみが問題解決のカギであると考えられてはならない。

(3) 一般的に印象としては、学生の過半数が運動に参加し、学園全体が不穏であるように思われているが、実際全国的には二％に足りない少数者であつて、大多数の学生は、落付いて勉学に努めて

いる。

(4) 大学当局者のかげの努力が問題を防止し得た場合は表面にあらわれなため、すべての場合に教育者が無力であるような印象が持たれている。

B 教育の立場に対して
学生は教育せられるべきものであり、教育の効果は忍耐と努力によつて実を結ぶものであるとともに、これが真の意味における解決であることは明らかである。

(1) 戦時中及び戦後の荒廃、混迷により、多数の学生が政府や学校に対し真の信頼を有していないことは、今後の永い誠実な努力によつて回復する以外に方法はない。

(2) 教育が教職員と学生との間の信頼を基礎とするものであるかぎり、原則的には学生を信頼し、若干の曲折を通じて指導の機会を重ね、結果的に本人にその非を自覚させる余裕と忍耐とが許されなければならぬ。

(3) 中心となる一部学生の運動方法には賛成が少くとも、その主張

が大多数の学生に訴える要素を持つているとき、単純にそれらを処罰することが、多数学生にはその主張そのものを学校が罰したようにとられ易い。学校当局者はこのような誤解により学生の信頼を失うことなく、しかも学内秩序の厳たる立場を堅持するため非常に苦心している。

(4) 警察力により法規に反した学生を排除することは、場合によつてはもとより必要な処置であるが、でき得る限り説得によつて秩序を回復する方針を学校が堅持することは、まわりくどいようであるが、かえつて多数の学生を真に反省せしめ、学内の秩序の確立が、ほかならぬ学生自身の責任であることを自覚せしめる効果のあることを指摘する必要がある。

(5) 直情的な正義感から、はげしい政治運動に身を投じた学生は、大正以来微限りないが、生まれながらにして反社会的であり、終生叛逆をこととする者もまたまれである。しかも、これらの中には、比較的優秀な才能を有する者も少くない。一時的な叛逆を理由に、終生社会人としての立場を回復できないような状態におと

し入れらることは、教育者として、世の父兄に代つて防止しなければならぬ。

結 語

以上の考察は、学生運動の由来するところをしらべ、その原因が
広くかつ深いことを明らかにするとともに、現状の幾多の欠陥を指
摘し、それを是正するために学生の行動そのものを變化せしめよう
とする教育の立場を説明することを目的とした。

明年三月全国において十二万余の新制大学卒業生を送り出す時期
をひかえ、学生運動がこれら有為の学生全般の前途に暗影を投ずる
ような印象を与えていることを遺憾とし、日夜学生のために精魂を
かたむけている教育者の立場に対し、関係行政機関当局者も一般社
会人も、また学生を受け入れる産業界の人々も、十分な理解と協力を
与えられることを切望するものである。



正誤表

訂正箇所	正	誤
三教員 二行目	得なくならしめた。	得なくなつた。
五教員 一行目	展開せられて	展開せられてき
六教員 六行目	大学の教職員学生	大学の教官学生
八教員 八行目	教授・学生	教官・学生
九教員 九行目	教員養成の大学	教育養成の大学
二教員 二行目	生まれる	生れる
三教員 三行目	不可解な権力	不可能な権力
四教員 二行目	網領	網領
一四教員 二行目	意味をもつので	意味をもつもので
一五教員 九行目	追及せんとして狂暴な	追及せんとして 暴な
一六教員 二行目	極端な憎悪感を	極端な増悪感を
一七教員 一行目	は、公民として	とは、公民として
一八教員 七・九行目	収拾	拾収
一九教員 一行目	大学教育	大学当局
二〇教員 九行目	その自治を	その自活を
二一教員 一行目	努力をはらいつつ	努力をはからいしつつ
二二教員 一行目	し入れおとすことを、教育者	し入れることは、教育者として、